





○ 18 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 火災保険</li> <li>◎ 組立保険</li> <li>◎ 請負業者賠償責任保険</li> <li>・ 建設工事保険</li> <li>◎ 労働災害総合保険</li> </ul> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>																
19 ゆいぐる材について	<p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材が異なる離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあつては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>																
○ 20 機材の品質等 (1.4.2)	<p>※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。)</p> <p>◎ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p>																
21 化学物質の濃度測定 (1.5.8)	<p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考												
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考														
22 技術検査 (1.6.2)	<p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。</p>																
○ 23 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工事の完成時の提出図書は、「善繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することを行う。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。</p> <p>工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p> <p>(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいぐる材利用状況報告書</p> <p>イ ゆいぐる材出荷量証明書</p>																

24 情報共有システムの使用	<p>(5) 建築物等の利用に関する説明書について</p> <p>◎ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にし、記載事項は監督員との協議により決定する。</p> <p>(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p> <p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p>																
○ 25 墜落制止用器具	<p>墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p> <p>26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p> <p>27 建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。</p>																
○ 28 仮設工事 (2.1.1)	<p>本工事で必要な動力用光熱費等の費用は、受注者の負担とする。監督員事務所を本工事で(※設置しない)・設置する(・構内・構外・既存建物内一部使用)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量												
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量														
29 土工事 (2.2.1)	<p>建設発生土の処分は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 構内敷きならし</li> <li>・ 構内たい積</li> <li>※ 構外搬出適切処理</li> </ul> <p>搬出先名称( )</p> <p>搬出先所在地( )</p> <p>運搬距離( km )</p> <p>搬出先基準(条件)( )</p>																
30 塗装工事 (2.7.1)	<p>めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。</p>																
○ 31 機材	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>																
○ 32 施工	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>																
○ 33 耐震施工	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。※「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」</p> <p>(2) 建築物導入口配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p>																

34 磁気探査	<p>(3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。</p> <p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。</p>						
○ 35 その他	<p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は受注者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力引込に係る負担金( 円)</li> </ul> <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置ボックスは( ・ 金属製 ・ 合成樹脂製 ・ )とする。</li> <li>・ フラッシュプレートは( ・ 樹脂製 ・ ステンレス製 ・ 黄銅WB製 ・ )とする。</li> <li>・ 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。</li> <li>・ 一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。</li> </ul>						
○ 36 債務負担工事	<p>(1) 本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。</p> <p>(2) 各会計年度における請負代金の支払限度額(以下、「支払限度額」という。))は、次の割合の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	割合	令和7年度	0%	令和8年度	100%
年度	割合						
令和7年度	0%						
令和8年度	100%						

別表一(1) (関連工事との取り合い)

	工事内容		本工事 電気	別途工事 機械 建築
	電気	機械 建築		
一機器の基礎	一屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	+	+	※
	一屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	+	+	※
	一屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	+	+	+
一貫通スリーブ(はり、床、壁)	一スリーブ	+	+	+
	一補強鉄筋	+	+	+
一箱入れ(はり、床、壁)	一箱入れ	+	+	+
	一補強鉄筋	+	+	+
一天井、壁の切り込み	一型枠の穴埋め	+	+	+
	一豊出し	+	+	+
一開口部補強	一天井、壁の切り込み(埋込照明器具、スピーカー等)	+	+	+
	一軽鋼鉄天井、壁下地	+	+	+
一換気扇の取付枠	一換気扇の取付枠	+	+	+
	一機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	+	+	+
一電気配管配線	一機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	+	+	+
	一天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	+	+	+
一自動制御	一上記の配線	+	+	+
	一上記の配管、配線	+	+	+
一浄化槽	一電極棒及びフロートスイッチの本体	+	+	+
	一上記の配管、配線	+	+	+
一建具類駆動装置	一電気配管	+	+	+
	一電気配線	+	+	+
一自動閉鎖装置	一電源供給	+	+	+
	一操作盤までの1次側電気工事	+	+	+
一自動閉鎖装置	一操作盤以降の2次側電気工事	+	+	+
	一建具類駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	+	+	+
一自動閉鎖装置	一上記の配管	+	+	+
	一自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強	+	+	+
一自動閉鎖装置	一上記の配管、配線	+	+	+
	一上記の配管、配線	+	+	+

※配線は接続を含むものとする。

工事名称	南北大東テレビ中継局放送設備更新工事	工事年度	令和7年度
工事場所	南大東村、北大東村	図面名称	特記仕様書(電気設備)-3
発注機関	沖縄県	縮尺	
概要		図面番号	E-03
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	名称
		資格者氏名	登録番号
		所在地	

別表-2(南大東テレビ中継局)※1

項目	RBC	OTV	QAB
送信チャンネル	34ch/599.142857MHz	36ch/611.142857MHz	38ch/623.142857MHz
送信出力	3W 電力規定点:送信機出力		
中継伝送方式	TS伝送方式		
送信機の構成	現用/予備2台方式		
受信チャンネル	TS(光TS伝送)		
局舎設備電源 MCCB	放送機用:AC100V×8 伝送路設備用:AC100V×4 NHK受信装置用:AC100V×1 雑用:AC100V×4 UPS用:AC100V×1 共用架雑用:AC100V×1 デハイドレータ用:AC100V×1 NHK BSバックアップ装置等用:AC100V×		
入力フィルター	なし		
補償器	なし		
基準信号発振器	現用 / 予備2台(Rb発振器)GPS同期型 (既設Rb発振器を予備品とする)		
モニタ設備	RF信号の監視ができること		
GPSアンテナ	GPSアンテナ、同軸アレスタ、ケーブル設置、GPS取付金具		
出力フィルター	2台方式(同軸切替前段)		
アンテナ給電方式	1条給電(既設流用)空中線共用器までの同軸フィーダーは請負範囲		
耐震固定工事	あり		
モニターアンテナ	エアモニターアンテナ(取付金具、給電線、コネクタ、塗装含む)※2		

※1いずれも既設撤去を含む

※2エアモニタはメンテナンスしやすい位置に設置すること

別表-3(北大東テレビ中継局)※3

項目	RBC	OTV	QAB
送信チャンネル	44ch/659.142857MHz	46ch/671.142857MHz	48ch/683.142857MHz
送信出力	3W 電力規定点:送信機出力		
中継伝送方式	放送波中継方式(MFN)		
送信機の構成	現用 / 予備2台方式		
受信チャンネル (上位局は南大東テレビ)	34ch/599.142857MHz	36ch/611.142857MHz	38ch/623.142857MHz
局舎設備電源	放送機用:AC100V×8 NHK受信装置用:AC100V×1		
入力フィルター	あり		
補償器	あり		
基準信号発振器	現用 / 予備2台(Rb発振器)GPS同期型		
モニタ設備	RF信号の監視ができること		
GPSアンテナ	GPSアンテナ、同軸アレスタ、ケーブル設置、GPS取付金具		
出力フィルター	2台方式(同軸切替前段)		
アンテナ給電方式	1条給電(既設流用)空中線共用器までの同軸フィーダーは請負範囲		
耐震固定工事	あり		

※3いずれも既設撤去を含む

工事名称	南北大東テレビ中継局放送設備更新工事			工事年度	令和7年度
工事場所	南大東村、北大東村			図面名称	特記仕様書(電気設備)-4
発注機関	沖縄県			縮尺	
概要				図面番号	E- 04
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称
					資格者氏名
					登録番号
					所在地